

役員報酬支給基準規程

本規程は社会福祉法人来友会の理事・監事・評議員の報酬支給の基準を定めたものである。

1. 役員報酬は常勤理事（理事長及び業務執行理事）及び非常勤の理事・監事・評議員に区別して定める。
2. 常勤理事（理事長及び業務執行理事）は1か月に16日以上、法人役員として勤務する者とする。
3. 非常勤の理事・監事は法人役員として業務する時間を時間給で報酬として支給する。役員会及び評議員会は1回開催される毎に定額で支給する。支弁する額は交通費を含み1万円に当該源泉税を加算して支払う。
4. 役員報酬と使用人給与は区別されるものとする。
5. 理事長の役員報酬支給基準はウエイト付けとして
小企業の社長の報酬を50%
正規職員の平均年収を30%
前年度決算における法人全体の収支差額を20%
三つの基準を加味して定める。
6. 業務執行理事の役員報酬基準はウエイト付けとして
小企業の取締役の報酬を50%
正規職員の平均年収を30%
前年度決算における法人全体の収支差額を20%
三つの基準を加味して定める。
7. 常勤理事（理事長及び業務執行理事）は使用人給与を支給されない。又は使用人給与を支給される時には役員報酬は支給されない。役員会への出席は1回開催される毎に定額で支給される。
8. 理事・監事は法人役員として業務する時間の時間給を7千円（源泉税を含む）とし使用人給与を支給される非常勤の理事に役員報酬は支給されない。役員会への出席は1回開催される毎に定額で支給される。
9. 社会保険については国の定める規定による。

10. 本規程は平成 29 年 4 月 1 日より実施し、現役員報酬規程は平成 29 年 3 月 31 日を以って廃止する。
11. 本規程は新評議員会の議決を以って有効とする。
12. 本規程の改訂は理事会が新評議員会に議案を提出し、議決を以って改訂される。

平成 29 年 4 月 1 日 制定

役員等報酬の支給基準（理事兼務職員の年俸）

常勤理事長の年俸	500万円以下（但し役員報酬のみ） （1か月分の報酬額は12分の1とする）
理事長兼務職員の年俸	900万円以下（但し役員報酬を含む） （1か月分の報酬額は12分の1とする）
理事兼務職員及び管理職等の年俸	700万円以下（但し役員報酬を含む） （1か月分の報酬額は12分の1とする）

* 上記の年俸に介護保険事業所の兼務職員は処遇改善加算金の支給を含む

役員・理事兼務職員の給与・報酬

理事兼務職員の給与は役員報酬を除き年俸とすることが出来る。
年俸を希望する理事兼務職員は給与規程第14条の賞与を支給しない。
賞与相当額を加えた年俸を12ヶ月で割った金額を月額給与とする。但し、年俸を希望しない理事兼務職員は従前通りとする。尚、年俸金額は評議員会の決議を条件とする。

以下の条件とする。

1. 役職手当は年俸に含まれる。
2. 資格手当を含む諸手当は支給対象としない。
3. 通勤手当は非課税内において2.に関わらず支給される。
4. 一般職員の就業規則は適用されない。
5. 年俸は過去の年収と業務の成果によって決定する。
6. 社会保険は国が定める法令に従う。
7. 常勤理事の勤務日数は1か月16日以上とします。

平成31年3月23日 評議委員会 決議